



2025 年 1 月 6 日

北九州市長	武内和久 様
都市戦略局 局長	上村周二 様
都市戦略局 事業推進課	一瀬修志 様
都市ブランド創造局 局長	井上保之 様
都市ブランド創造局 文化企画課長	楠本祐子 様

北九州市都市戦略局による初代門司駅遺跡における初代駅舎地域の JR 九州事務所給排水管施設工事再開要請に対する声明

令和 7 年 1 月 8 日に再開予定とされた九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR 九州」という）事務所の給排水管敷設工事について、日本イコモス国内委員会は極めて強い憤りと深刻な懸念を表明するものです。この工事地点においては、北九州市複合公共施設建設に伴う、北九州市ブランド創造局文化企画課による二次にわたる隣接地域の事前調査の結果、初代門司駅駅舎本体およびその周辺関連施設が埋蔵されていることが確実です。これらの遺構は、初代門司駅遺跡の文化遺産としての中核的価値を示すものであり、国際イコモス本部によるヘリテージ・アラートの発出対象としても明記されております。

このような状況下で、発掘調査への切り替えを行わず、当該地点を含む給排水管敷設工事の再開を要請するという決定は、文化財保護法の趣旨を根本的に軽視し、文化財の保護に関する公共機関としての責務を放棄するものと断じざるを得ません。こうした行為は、到底容認できるものではありません。

庁保記第 75 号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（以下、「平成 10 年通知」という）においては、遺構が確認される可能性が高い場合には発掘調査を実施し、その結果に基づいて保存方針を決定することが基本方針として明確に規定されております。また、工事立会調査や慎重工事の措置が適用されるのは、以下の条件を満たす場合に限られるとされております：

1. 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合。
2. 工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲で計画されている場合。

今回の給排水管敷設工事は、これらの条件を明らかに満たしておらず、正式な発掘調査が必須であることは明白です。それにもかかわらず、平成 10 年通知に基づく適切な手続



きを無視し、工事立会のみで進めるという行為は、文化財保護法の原則に対する重大な背馳であり、強く非難されるべきものです。

日本イコモス国内委員会は、北九州市に対し、以下の対応を直ちに講じることを強く求めます：

1. 工事の即時中止

JR 九州への工事再開要請を取り下げ、給排水管工事の再開を直ちに停止すること。

2. 発掘調査への切り替え

当該区域における工事立会を正式な発掘調査へと切り替え、遺構の保存方針を再検討すること。

3. 国際保存要請への遵守

国際イコモス本部が発出したヘリテージ・アラートの内容を尊重し、遺跡の中核的価値を守るための具体的な措置を速やかに講じること。

もし今回の決定が見直されない場合、初代門司駅遺跡の複合公共施設建設に伴うごく一小部分現地保存とごく一小部分切り取り移設保存の判断のもと行われた破壊によりすでに著しく毀損された、国内外における文化財保護に対する日本の信頼がさらに損なわれることは確実です。加えて、当該行為によりすでにその一部が破壊された駅舎本体と関連遺構という、初代門司駅遺跡の遺産価値を体現する中核部分の全体性を、さらに毀損し永遠に失う結果となります。このような事態を避けるため、北九州市が文化財保護法および国際的な保存要請に基づき、即座に責任ある行動を取ることを強く期待し、要請いたします。

最後に、日本イコモス国内委員会として、初代門司駅遺跡の保存に向け、引き続き最善を尽くし、国内外の支援を得ながら文化財の保護と未来への継承に取り組む所存であることを表明いたします。

日本イコモス国内委員会委員長

岡田 保良

